

ふるさとの 植物を守ろう

No. 16 March 2015
植物園と市民で進める
植物多様性保全ニュース
Japan Association of Botanical Gardens
公益社団法人日本植物園協会

絶滅危惧植物の情報の取り扱いに関するガイドラインについて

富山県中央植物園 神戸 敏成

日本植物園協会（以下協会）では、協会および会員が絶滅危惧植物に関する情報をどのように取り扱うことが望ましいかを示すため、「絶滅危惧植物の情報の取り扱いに関するガイドライン」（以下ガイドライン）を作成しましたが、その内容はまだ十分に浸透しているとはいえません。ここでは、ガイドライン作成の背景や内容を紹介しますので、ガイドラインについて再確認し、改善点などの提案を協会事務局にお寄せいただきたいと思います。

「〇〇という植物はどこに行けば見られますか？」という質問が協会や会員あてにときどきありますが、このような質問には慎重な対応が必要でしょう。なぜなら、絶滅危惧植物の自生地情報を提供したことによる盗掘や自生地の環境悪化が危惧されるようになってきているからです。協会では日本産絶滅危惧植物（環境省レッドリスト掲載の絶滅危惧Ⅱ類（VU）以上）の

75%（1,335種）を生息域外保全するという2020年目標の達成に向けて様々な事業を行っており、すでに絶滅危惧植物に関する多くの情報を保有しています。一方で、植物園の管理運営への指定管理者制度の導入など管理体制の多様化に起因する情報の流出や消失が危惧されています。このようなことを背景に、協会ではガイドライン作成に取り掛かり、平成23年度事業として協会の委員および外部有識者からなる検討会を設置し、会員へのアンケート結果もふまえ、植物多様性保全活動における情報の取り扱いの留意点や情報公開等での目安を検討しました。

以下に、平成23年度第3回理事会において承認された「絶滅危惧植物の情報の取り扱いに関するガイドライン」を紹介しますが、留意点の一部は省略されていますので、詳しくはすでに配布しているガイドラインをご覧ください。

絶滅危惧植物の情報の取り扱いに関するガイドライン

1. 情報の収集

情報は可能な限りすべて収集する

- ・留意点として、「各都道府県等での地方版レッドリスト等に掲載されている植物についてもこのガイドラインに準じて扱う」ことなどが挙げられています。

2. 情報の管理

情報は個人ではなく、組織として管理する

- ・留意点として、「担当職員の異動や定年により、情報の継続性が途切れないよう引き継ぎをする」ことなどが挙げられています。

3. 情報の移動

植物や種子に伴う情報は二次的な移動があることを前提とし、制限を必要とする場合は、事前協議を行う

- ・留意点として、「研究過程にあるものなど情報の二次的移動を制限する必要がある場合には、提供者と受領者の間で協議し、可能であれば文書を交わすことが望ましい」ことなどが挙げられています。

4. 情報の公開

ホームページや印刷物での公開、マスコミや一般からの問合せに対する自生地情報の公開は原則として都道府県レベルとし、必要がない情報は公開しない

- ・留意点として、「市町村レベルや詳細な情報を公開する場合には種の現状に照らして各会員が個別に判断し、会員の責任において公開する」ことなどが挙げられています。

検討会においても、ガイドラインは時代や状況の変化とともに改定していくべきものであるという認識で一致しています。そこで、冒頭にも述べましたが、このガイドラインの内容が日頃の植物園活動と解離していないかなど、是非この機会に検討していただき、ご意見や改善点を協会までお寄せください。寄せられた意見等を基にガイドラインに関するQ&A集を作成し、協会内での共有化を図ることなども検討しています。

小笠原諸島固有植物であるムニンノボタンなどの自生地情報を「東京都」とせずに、「小笠原諸島」として公開することは問題がないと考えています。



多様性とネットワーク 自然史系博物館の場合

大阪市立自然史博物館・西日本自然史系博物館ネットワーク 佐久間 大輔

アメリカ自然史博物館とニューヨーク植物園、ロンドン自然史博とキュー植物園などのように、欧米では博物館に動物・古生物・人類学部門が、植物園に植物・菌類部門があり、相補的な存在になっていることがしばしばです。日本では国立科学博物館と筑波実験植物園に部分的に見ることはできますが、一般には植物園の研究機関・教育機関としての位置づけは厳しいものがあります。それでも、植物園は生きた植物という資料を持ち、社会教育機能を持つという意味で日本においても博物館法上の博物館相当施設として位置づけられているところです。

一方、自然史系博物館も地方行政の中で研究機関としての位置を得るのはそれほど簡単ではありません。まして自然史専門館は少なく、総合博物館の中に極少数の自然系学芸員がいるのみという場合も少なくありません。博物館の多くの制度が歴史・美術系を中心に設計されていることもあり、自然史系博物館の標本保全、自然史系学芸員の育成、研究条件は、法的、制度的にはあまり担保されていない状態です。それでも、専門職員として採用された学芸員たちは今ある条件の

中で工夫をはかり、市民や他館のスタッフなどに助けをもらいながら改善を図ってきたところです。

21世紀になり、生物多様性は市民生活にも浸透させる必要のある重要課題になってきました。学会や共同研究などを通じて親交のあった学芸員たちは、県境を越えた情報共有や広域の活動が必要と感じ、西日本自然史系博物館ネットワークを結成してきたところです。このネットワークは誰より現場学芸員が必要としています。情報の共有、研修、そして専門職としての業界標準の確立など活発に議論を持っており、そのポテンシャルが震災被災博物館の支援などにも発揮されたところです。

さて、このような日本の自然史博物館の置かれた状況、生物多様性に向き合う使命、連携体制は植物園のネットワークともかなり近い状況にも思います。先日第1回西日本多様性保全拠点園交流会の会議にお招きいただき、生物多様性の普及や保全に向けた活動を含め、博物館と植物園には様々な共同事業を検討して見る価値があるのではないか、少し頭の体操を試みたいなどと思っています。

関東地区拠点園の活動について

平成18年に本協会の植物種多様性保全拠点園ネットワーク事業が開始され、関東地区では拠点園6園が相互の連携や協働の活動等のために、平成19年から「植物種多様性保全関東地区拠点園担当者連絡会議」を開催しています。拠点園事業の全国での絶滅危

東京大学大学院理学系研究科附属植物園 出野 貴仁

惧植物の調査・種子収集活動が活発になるにつれて、関東地区拠点園においても連絡会議で活動内容について計画を進め、野外調査ならびに種子収集活動を実施してきました。当初は埼玉県秩父地域で野外活動を行っていましたが、以後、各所で保全等の活動を

行なっている市民団体等と連携を取り、活動を行なっています。現在は、市民団体等からの窓口を各拠点園が分担し、種子収集活動等を市民団体に依頼していますが、必要に応じて各拠点園職員も参加し、市民団体等と拠点園もしくは協会の本事業に理解を得られるように進めています。これまでの市民団体等と関東地区拠点園との連携については以下のようになっています。

- ・ 茨城生物の会 ⇒ 新宿御苑
- ・ 東京都島嶼部各保全国体 ⇒ 神代植物公園
- ・ 埼玉県秩父地域（埼玉県絶滅危惧植物調査団）
⇒ 東京大学小石川植物園
- ・ 今市の自然を知る会 ⇒ 東京大学日光植物園

本事業においては、今後も継続して取り組む必要がありますので、各自治体で活動されている市

ハカタユリの里親制度

本園では、平成 17 年 12 月に福岡市で開催された「都市緑化ふくおかフェア」でのハカタユリの復活展示を契機とし、ハカタユリの増殖及び「ハカタユリ里親制度」を実施しております。

都市緑化フェア後にハカタユリ球根の譲渡を受け、組織培養によるウィルスフリー化を行ってきました。その後球根の増殖に成功し、平成 23 年に園内での定植を行い、合わせて消失リスクの分散のために、市民にも里親としてハカタユリを育てていただくこととしました。23 組を里親として認定し、栽培は福岡市内に限らず県内各地、気候条件も異なる場所で地植え・鉢植え共に実施していただけるなど、様々な条件でハカタユリを栽培することが可能となりました。

各里親に球根 10 球程度を栽培していただき、平成 24 年からは毎年 6 月頃に生育状況についての報告書の提出をお願いしています。合わせて「里親交流会」

コラム

絶滅危惧種は動植物だけ？

「ワシントン条約」については多くの国民が周知するところで、動植物保護が教育現場でも取り上げられているのが、今日この頃の社会状況ではないでしょうか。

しかし、子供の頃、耳にし、口にした言葉、植物を

市民団体の方々の情報提供等の協力、さらに市民団体の方々との相互理解が必要不可欠になります。今後も絶滅危惧植物の保全に努力してまいりますので、皆様のご理解・ご協力を頂けますよう、よろしくお願い申し上げます。



福岡市植物園 佐竹 真美子

を開催し、お互いの生育状況の確認や工夫している点、悩んでいる点などの共有を行っています。

里親・植物園共に開花数は増えており、平成 26 年には増殖の次段階として鱗片繁殖の説明を里親交流会の中で行いました。今後もお互いに情報共有しつつ、ハカタユリの増殖に取り組んでいきます。



日本植物園協会名誉会員 山内 盛

起因とする味「いがらっぽい」「えぐい」が判る子供たちはほとんど居なくなっていました。カラスビシャクの塊茎は日本薬局方収載医薬品で「ハンゲ（半夏）」として流通していますが、その味は「えぐい」と

しています。しかし学生達の味では「まずい」でした。「五味は甘味、辛味、苦味、酸味、塩味」が、いつの間にか「甘味、苦味、酸味、塩味、うま味」として使われています。千年以上の永きに渉り使われた言葉も簡単に消滅しています。子供の頃の「うまい」は美味しさの表現で、「これは旨い、これはまずい」で、名詞として使うことはなかった。しかし調理の時に『「味の素」をたすと、うま味が増す。』などと使われていたが、旨い味としてのうま味で独立した言葉ではなかった。

色ではどうだろう。「もえぎいろ」「あさぎいろ」「あかねいろ」。由来が判る子供も先生もいないようだ。「葱の萌え出る色→萌葱→萌黄（もえぎ）→もえぎいろ」、

「薄い葱の葉の色→浅葱→浅黄（あさぎ）→あさぎいろ」などの由来、「あかねいろ」「くちなしいろ」の色調の違いなどなどは実物を見ること、説明の仕方で簡単に判ることと思う。

植物名ではどうだろう。「ママコノシリヌグイ」は差別用語が含まれるので、由来を説明してはいけないのでしょうか。「オオイヌノフグリ」はどうしましょう。

植物に関与する仕事をしている者として、考えなくてはいけない、行動を起こさなければいけない問題が多い現実を改めて再認識したいと思い入れている今日この頃です。

各園のコレクション紹介

森林総合研究所多摩森林科学園におけるサクラ類の系統保存について・・・

森林総合研究所多摩森林科学園 勝木 俊雄

森林総合研究所は国の林業試験場から1988年に現在の森林総合研究所に改編され、森林及び林業に関する総合的な研究をおこなっている。多摩森林科学園は東京都八王子市にある支所のひとつで、1921年に宮内省皇室林野管理局林業試験場として設立され、戦後に林業試験場浅川実験林、現在の多摩森林科学園へと変遷している。

1960年代に桜の衰退が全国的な社会問題のひとつとして指摘されたことから、当時残されていた桜の名

木・古木の接木苗をつくり、後世に伝えようとする事業のひとつとして、浅川実験林に桜展示林が設置されることになった。1966年度から造成がはじまり、全国の天然記念物のような名木や、植物園の栽培品種などを対象に収集し、1967年から1969年の間に1,640本の桜が植栽された。これが現在の多摩森林科学園のサクラ保存林のはじまりである。

2012年現在、サクラ保存林にはおよそ600系統、1,300本の桜が植栽・管理されている。当初の3ヶ年に植えられた桜もおおよそ600本が現存している。保存という当初の大きな目的は現在でも変わりはないが、森林総合研究所は研究機関であり、研究材料や遺伝資源として活用することも現在のサクラ保存林の目的となっている。したがって、一般向けの植物園とは異なって、サクラ保存林の桜は観賞目的が第一ではない。現在はこのサクラの系統をより正確に後世に伝えていくために、過去の記録の照合をおこなうとともに、各地の植物園などで栽培されているサクラ類との形態やDNAの遺伝子型との比較をおこない、より正確な系統情報を付加する研究を進めている。



起伏に富む地形の園内およそ8haに、様々なサクラが植栽されている

このニュースレターが、植物とその保全に関する情報交換の場のひとつとなるよう、工夫していきたいと思っております。各地の諸団体の取り組みもご紹介していきますので、共有したい情報やご意見等を、右記の協会事務局宛にお寄せください。よろしくお祈りいたします。



編集・発行 公益社団法人日本植物園協会

〒114-0014 東京都北区田端1-15-11-201

TEL: 03-5685-1431 FAX: 03-5685-1453

URL: <http://syokubutsuen-kyokai.jp/>

E-mail: seed@syokubutsuen-kyokai.jp